

会 議 録

会議名 (付属機関等名)		川西市個人情報保護審議会(第 59 回)		
事務局(担当課)		総務部 情報政策室 内線(2331)		
開催日時		平成 29 年 2 月 28 日(火)午後 6 時 00 分 ~ 午後 7 時 10 分		
開催場所		本庁舎 4 階 庁議室		
出席者	委員	井上会長 橋本副会長 梶谷委員 武内委員 林委員 松尾委員 松隈委員 丸山委員 吉永委員 以上 9 名 (欠席:恩地委員)		
	実施機関	(市民生活部生活活性室 生活相談課) 樋口課長 宇野主査		
	事務局	木村室長 足立副主幹 越智主任		
傍聴の可否		可	傍聴者数	1 人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		1 会長あいさつ 2 審議事項 諮問第 54 号 防犯カメラの設置に係る個人情報の本人外収集及び目的外提供について(継続審議)		
会議結果		当該諮問(第 54 号)案件については、その取扱いを適当なものであると認める答申を得る。		

審 議 経 過

会 長	<p>本日はお忙しい中、お集まり下さいましてありがとうございます。前回から引き続きまして、お礼申し上げます。それでは、第59回川西市個人情報保護審議会を開会いたします。</p> <p>まず、はじめに本日の委員の出欠についてであります。本日は恩地委員が所要で欠席ということでございまして、現在のところ9名の委員にご出席いただいております。</p> <p>したがって、当審議会規則4条第2項の規定によりまして、本日の会議が有効に成立していることを、ここに、ご報告させていただきます。</p> <p>それでは、本日は前回の2月10日に開催しました個人情報保護審議で継続審議となりました諮問第54号案件につきまして、前回に引き続き審議を願いたいと存じます。</p> <p>まず具体的な審議に入ります前に、本日の資料の確認などについて、事務局のほうからご説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>事務局 概要説明</p>
会 長	<p>事務局の説明は以上ですが、何かご質問等ございますでしょうか、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、無いようですので、本日の会議の進め方でございますが、これも通常通り、実施機関の担当者のほうから説明を受けたのち、今回の諮問案件につきまして委員の皆さま方にご審議いただきたいと思います。よろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>はい。</p>
会 長	<p>それでは、54号の実施機関であります生活相談課の担当者の方を入室させてください。</p>
	<p>実施機関 入室</p>
会 長	<p>前回に引き続きありがとうございます。それでは、さっそく実施機関から説明を受けたいと思います。諮問54号、防犯カメラの設置に係る個人情報の本人外収集及び目的外提供について担当者の方からご説明をお願いします。追加説明で結構ですのでよろしくお願いします。</p>
実 施 機 関	<p>本日はどうもありがとうございます。よろしくお願いします。</p> <p>早速ではございますが、生活相談課のほうから事前に委員の皆様へ送付させていただきました資料に添いまして、刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査機関への画像提供に関するところを中心にご説明申し上げます。</p> <p>まず、資料1ページから3ページまでの防犯カメラ設置及び管理運用に関する要綱の主な条項についてご説明いたします。第3条におきましては、防犯カメラ等の適正な設置、管理運用を行うことを目的とし、管理責任者、運用責任者、取扱員を置くこと、それぞれの役割等を定めております。第2項におきまして、管理責任者が担当する事務、第3項におきましては運用責任者が担当する事務の内容を記載しております。なお、第5項におきまして、防犯カメラ及</p>

び管理システムを取り扱える者として、管理責任者と運用責任者、それから、管理責任者が指定した取扱員に限定をしております。

つづきまして、2ページに移ります、第8条におきまして画像の閲覧及び複写に関するルールを定めております。第1項において、閲覧や複写ができるケース、第10条に規定する目的外利用及び提供を行うとき、防犯カメラ等の保守や維持管理で特に必要と認める場合の2つのケースに限定しております。また、第4項におきまして画像を閲覧、複写したときは、その結果を、防犯カメラ画像管理台帳に記録することを定めております。なお、台帳の様式は4ページのほうに掲載しております。

続きまして、3ページに移りまして、第9条では画像の管理等について定めております。前回の審議会でもご説明しましたが、画像の保存期間は7日間で、7日を過ぎた画像につきましては重ね撮りによって古い画像が消去されていく形となります。また、第3項において、防犯カメラによって撮影された画像を編集したり、加工したりすることを禁じております。

次に、第10条では、利用及び提供の制限として、捜査機関への画像提供について定めております。ここで資料5ページの様式第2号川西市防犯カメラ画像利用申請書兼誓約書をお開きください。画像利用申請を行う際には、申請者名を記載する欄の下部分に記載のとおり、利用申請に当たっては画像の利用が必要最小限度で、かつ、利用目的以外に使用しないことすとか、画像を取り扱うものを特定し、紛失や漏えい等が起こらないよう、安全かつ適切に管理すること、目的達成後は提供した画像を確実に消去することの3点について誓約していただくこととしております。

要綱の大まかな内容につきましてのご説明は以上となりますが、本要綱につきましては、前回の審議会では告示についてご説明しましたが、より多くの市民の方にご覧いただくため、告示ではなくホームページ上で公開する予定としております。

続きまして、捜査機関への画像提供の可否判断につきまして、詳しくご説明いたします。始めに、利用目的、つまり、画像提供の対象となる犯罪の種類について、ご説明いたします。資料6ページをご覧ください。犯罪の種類についてというところですが、市内の犯罪発生状況から、防犯カメラの画像が役立つと思われる犯罪行為について挙げております。一つ目に、空き巣や忍び込み、事務所荒し、出店荒し、部品ねらい、をはじめ、ここには挙げておりませんが、車両内から現金や品物等を盗む車上ねらいといった窃盗を挙げております。二つ目に、強姦、強制わいせつ、痴漢などの性犯罪を挙げております。ここには書いておりませんが、公然わいせつも含まれます。なお、それ以外の犯罪としまして、暴行、傷害、器物損壊、特殊詐欺。またあまり件数がないと思われるため、ここには挙げておりませんが、殺人、放火、強盗といった犯罪行為についても防犯カメラの画像を提供していきたいと考えております。また、その下に記載しております、声掛け、つきまといや危険運転を含みます交通事故、行方不明の3つにつきましては、犯罪行為とはいえないものの、犯罪の前兆と考えられたり、犯罪性が疑われる場合や生命の危機がある場合などについては提供していきたいと考えております。

実際に捜査機関が画像の利用申請を行おうとする際には、資料5ページの利用申請書において、捜査機関記載欄の中の一番上の利用目的の欄において、どの事案に当たるのかを明らかにしたうえで申請していただきます。その他のところのカッコの中には、先ほど申し上げた、暴行傷害、器物損壊、特殊詐欺、殺人、放火、強盗といった犯罪の種類を明らかにしていただく上でご提出いただきます。

次に、市における画像提供の可否の判断の流れについてご説明いたします。

捜査機関から画像の提供の申請を受ける際は、捜査関係事項照会と、資料5ページの川西市防犯カメラ画像利用申請書兼誓約書をセットで提出させます。実際には窓口申請に来られた際に、申請書の項目、利用目的、つまり犯罪の種類であるとか事件が発生した日時や場所、該当する防犯カメラとその記録日時の記載事項につきまして職員が確認を行います。

また、単に記載内容を確認するだけではなく、内容に不明瞭なところはないかどうかチェックするため、事案の内容について入念に聞き取りを行いまして、聞き取りによって得た情報につきましては様式の一番下の欄、川西市記入欄のところに、確認事項として記載します。この利用申請書と捜査関係事項照会の内容をもとに、利用目的が明確であるかどうかですとか、事件の内容に対し、画像の利用が必要最小限度となっているかなどについて、まず生活相談課で提供の可否の審査を行います。次に生活活性室長が内容を確認しまして、最終的には管理責任者である市民生活部長が提供の可否を決定いたします。

また、基本的には、土日祝日や夜間には画像利用の申請や提供は行わない予定ですけども、警察と協議を行った結果、防犯カメラの画像を利用する以外に代替の捜査方法がないような重大事件、例えば殺人事件で犯人が逃走している場合など、緊急を要する事件が発生した場合に限定して、画像を提供することが必要と考えております。画像提供の可否につきましては、捜査関係事項照会書と利用申請書兼誓約書に加えまして、緊急であることの理由を付して提出していただき、緊急を要する事件かどうかを聞き取るなど、より慎重に確認することといたします。管理責任者である市民生活部長には電話などで詳細を伝え、最終的な提供の可否判断を仰ぐこととし、事後にはなりますけれども後日説明ができるよう文書として残しておくこととする予定です。

以上がご説明となります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

会 長

どうもありがとうございました。今日の説明は追加資料として配ってもらった分ですが、委員の皆さんから何かご質問等ございましたらどんどんお願いします。

委 員

いま、宇野さんから説明あったんだけど、確認の意味で聞かせて頂きたいんだけど、1ページのところで、管理責任者等の設置といったところ書かれているんですが、第3条の4番と5番の関連性について聞かせて欲しいんだけど、取扱員は生活相談課の職員のうち管理責任者というのが、市民生活部長なんだけど、選任した者とあり、あと運用責任者の命により、これは生活相談課長だと思んですけど、防犯カメラ等の取り扱いを担当すると限定されてるわけですね。

その下の防犯カメラ等の取扱いは、管理責任者等以外のものが従事してはならないというので若干なりと重複してるというか、親切丁寧に書かれてると思うけど、これの関連性ちょっと説明してくれないかな。

というのは極端な言い方したらね、4番のところで取扱いの部分に関しては網羅されてるんじゃないかなと思ったんです。敢えて5番が必要なのかなという気がして、敢えてそれを入れられた意図は何があるのかなというのが1点目、それと前回もご説明されたと思うんですが3ページの第9条、画像の保存期間は原則として記録日から起算して7日間とすると、7日以降の部分に関しては上書きして更新されていくと思うんです。

以前、地域に説明された防犯カメラの仕様書の部分に関しては、保存期間というのは10日

以上およそ2週間ぐらいと聞いていたんですけど、敢えて短くされたということは私はいいと思うんです、7日間ぐらいで。というのはやはり個人情報だから長く画像を残しておくというのは好ましくないし、不特定多数の方がそこに画像に残ることは好ましくないから、短ければ短いほどいいと思うんだけど、そのあとの犯罪防止等のため管理責任者が特に必要と判断した場合においてはその期間は延長することができる。これは部長が判断されると思うけど、実際延長されるケースというものがあるんですか。それは警察の方からの要望もあったのかなと思うけど、それが2点目。それと6ページ、資料の中に犯罪の種類とずらっと書かれてるんだけど、これは警察の方と前回調整しますというふうに言われてたと思いますけど、追加で殺人とか放火とか強盗等を含みますよということで、これならば全ての事件とか事故とかあった場合において警察の方から要請があれば画像の提供をいたしますというふうになっちゃうわけやね。すべての案件に関わるものは申請があって、それを提供することが良しと判断されたら提供しますというふうになって、これ範囲がちょっと広いかなという気がしたのと。それと8ページのところの画像の外部提供なんですけど、第6条、乙は、これ川西警察なんだけど、甲の承認なく画像を外部に提供してはならない。その通りだと思いますが、そのあとの、ただし他の捜査機関から適式な要請があった場合はこの限りでないというのは、これは川西警察署以外の警察のほうからの画像を見せて欲しいというオファーがあった場合においては提供しますよという意味なんです。私の方からはこの数点ですがお聞かせ願いたいと思います。

実施機関

お答えいたします。まず、1ページの第3条4項につきましては、記載のとおりなんですけれども、取扱員は、管理責任者が選任するものとします。確かに委員のおっしゃるとおり、ちょっと被ってはいるんですけど、防犯カメラ等の取り扱いは、管理責任者、それから運用責任者、それから取扱員に限るということで、5項につきましてはそれ以外の者が携わることの無いようにということで設けさせていただいております。3ページの7日間のお話ですけど、地域のほうに5月、6月に、ご説明にあがった時には7日間とご説明させていただいてまして、ただ業者選定する際の仕様書には確かに10日間書かせていただいております。

委員

10日以上だったね。

実施機関

10日以上です。それはカメラの機能としてそれぐらいの機能がないと困るということで仕様書にはそう書かせていただいておりますが、全コミュニティにおいて7日でご説明申し上げます。それは予定通り7日でさせていただく予定にしております。

延長のお話なんですけど、重大事件ですね、例えばですけども殺人とかですね、殺人犯が見つからないといった時には管理責任者の判断で、7日を例えば10日とかですとか、それ以上に延長することも考えられると思っております。

それから6ページの範囲ですね。犯罪の種類ですけど、川西市におきます犯罪の発生状況からこういった犯罪行為につきましては防犯カメラの画像提供が求められるものと思っております。これ以外はということなんですけど、犯罪行為ということであれば、生活相談課のほうで、窓口で充分どういう罪なのかということですか、画像提供最小限度であるかどうかその辺を確認したうえで、犯罪行為であるということであれば画像提供は十分考えられると思っております。4つ目、8ページ、画像の外部提供の第6条ですけど、乙というのは川西警察でして、甲が川西

<p>委員</p>	<p>市なんです、川西警察は市の承認なく画像を外部に提供してはならないということなんですけど、ただし他の捜査機関、これは検察庁を主に想定してます。警察と協議した中でも検察庁はありうると聞いておりますので、この文言を入れさせていただいております。足りないところございますでしょうか。</p> <p>3ページのところ、いま説明をいただきました7日間でそれはいいと思います。特に、うちの方でも防犯カメラ15基ぐらい設置してるんですが、警察当局からのやはり要請というか、画像の照会が来るのが月に1回ないし2回ぐらいなんです。それも、ほとんど緊急性を要してるものですから、そんな長く必要ないと思うんです。緊急な場合だから、速やかに連絡があって見せて欲しいということで来ますので、あまり長期間にわたるのは、個人情報の問題とかプライバシーの問題とか好ましくないから、短けりゃ短いほどいいかなと。ですから反対に、ただし以降の延長というのが、どこまで必要なのかなと思ひまして聞かせていただきました。</p>
<p>会長</p>	<p>他にございますか。</p>
<p>委員</p>	<p>ちょっと重複する質問もあるんですが、やや枝葉末節な点を2つほど。</p> <p>1ページの第3条、先ほどの管理責任者、運用責任者、取扱員とかの関わりについてなんですけど、その中でもとりわけ第4項5項の防犯カメラ等の取り扱いという、この概念が少し曖昧かなというふうに感じています。というのは、第2項の取扱責任者は、その2号において画像の保存及び管理に関することが主たる事務だということですね。その次第3項、運用責任者は第1号ですね、防犯カメラの保守および維持管理、これが主たる事務だということです。これを受けて取扱員は防犯カメラ等の取り扱いを担当すると。これはここだけを読むと、ひょっとすると画像の保存管理というこの2項2号、あと3項1号のカメラの保守および維持管理、この両方をご担当されるのかなと読むことが可能かもしれないんですけど。そのあと第5項を見ると、防犯カメラ等の取り扱いはと、ここでいう取扱いというのは、先ほどの2つの事務を含むという理解なんですけど。管理責任者等、この管理責任者は3条の1項に書かれておまして、管理責任者、運用責任者、取扱員これ全部含んだ概念でありますので、そうすると、この管理責任者と運用責任者は、それぞれある種、たすき掛けの様に両方の事務を出来るかのように読めてしまうので、ここの取扱いという概念は何を意味しているのかについて、ご説明いただければと思います。</p>
<p>実施機関</p>	<p>回答申し上げます。防犯カメラ等の取り扱いについては、防犯カメラの画像を管理します専用パソコンのほうの取り扱いです。それから、そこから捜査機関からの画像利用申請を受けて提供しようとする画像の取り扱い、それを意味してる場所なんです。</p>
<p>委員</p>	<p>そうすると、今言った中身に関しては、管理責任者、運用責任者も取扱員と同様に事務としてそれを行うことができるということですね。わかりました。そんなふうに見えるように書いていただいたらよいのかなと思います。あともうひとつ、これも細かい話でしかも運用の際に考えればいいだけのような気もするんですけど、6ページのところの、ご説明の時に伺ったんですけど土日祝日でも緊急を要する場合は提供するというところだったんですけど、この提供する、しない</p>

	<p>の判断については、先ほどの要綱を見ると、基本的には管理責任者がこの事務を担当することになってるので、管理責任者、つまり市民生活部長が行われるかと思うんですけど、そうすると市民生活部長はいつでも捕まる状態になっていないといけない、そういうご負担を負うということなんですね。</p>
実施機関	<p>そうですね。</p>
委員	<p>かしこまりました。</p>
会長	<p>管理職はそういうもんですから、常に居所を明確にしなければならない義務負わされますから。</p>
委員	<p>なんていうのか電話連絡とか、そういう枠の中でやるのっていうのはちょっと趣旨に反する。</p>
会長	<p>だから何処におるか分かったら出てこいと。</p>
委員	<p>そういうことになるわけですね。</p>
委員	<p>そういうことが実際にできるんですか。</p>
会長	<p>やらされます。しょっちゅうあります家にいたら。</p>
委員	<p>まあ、そういうケースは極めて少ないとは思いますがね。</p>
会長	<p>他に、何かございますでしょうか。</p>
委員	<p>防犯カメラの設置の、今回の個人情報保護審議にあたっての内容には関係ないのかもしれないんですけど、ちょっと気になるのが、いま話になってることが全て犯罪とか事件性のあることに対して情報提供の話になってるんですけど、これ、本来の目的、カメラの設置目的が子どもの安全ですよ。なんか、ぜんぜんちゃうなというのを感じてまして、これ変に子どもの安全というの入れない方がいいんじゃないかなと感じました。これは、この場で議論することではないと思うんですけど、子どもの安全ってところで何か誤魔化してるのじゃないですかと感じていて、この審議会と関係ない話ですけど気になって話させてもらいました。</p>
会長	<p>だから目的外利用なんです。</p>
委員	<p>今回の160基、設置される防犯カメラというのが通学路上をメインとして設置しますから子どもの安全性といったものは最大限、防犯カメラを付けることによって抑止効果が生まれてくるだろうという意味合いで、子どもの安全といったものにされてますからね。それに、プラスアルファ何か事件があったり、大きな事故があった場合においては、警察のほうからの画像を見せて欲</p>

	<p>しいという要請がでてくる可能性がありますというところだと思いますけどね。</p>
会 長	<p>他にいかがでしょうか。</p>
委 員	<p>協定書案に関しては、これからご説明いただけるのでしょうか、7ページからの。 8ページの第6条、これも先ほどご指摘有ったところですけど、検察庁を想定されてるという ただし書きですが、他の捜査機関に提供して、つまり、川西警察以外のところに提供された先 の安全管理措置みたいなものについては、これは誓約書の中の、適切かつ安全に管理するこ とというところまで、そこに含まれるんですかね、つまり又貸した先のところでの流出防止措 置みたいなものは、川西警察が責任をもってやってくださいというこういう理解ですか。</p>
実 施 機 関	<p>はい。</p>
委 員	<p>わかりました。</p>
会 長	<p>要綱も含めまして、他に何かございますでしょうか。</p>
委 員	<p>先ほど、話題に出た協定書第6条の話ですが、ただし書き自体は、要は川西市の承認なく提 供できるといった締結になってるんですけど、これは川西警察の要望にもとづくものですか、つ まり普通に考えれば、こちらが画像データを持っていて、それを開示してるだけなんだから、そ れをさらに別のところに行くのであれば、そこにこちらの承認という枠をはめても全然おかしくな いのかと思うんですけど、そのただし書きが設けられた経緯が分かれば教えていただきたいな と。</p>
実 施 機 関	<p>要望っていうことではないんですけど、この画像データが例えば裁判などで使われていく場 合に、当然、検察庁のほうに行くということが想定されますので、あらかじめのただし書きを入 れさせていただいたところなんですけど、第8条の2項におきまして画像の紛失、個人情報为例え ば失くしてしまったというようことについての定めがあるんですけど、2項におきまして前項の規 定は第6条2項ただし書きによる場合も適用するというので、そのへんはフォローしているつも りなんです。</p>
会 長	<p>6条2項ってどれですか。</p>
実 施 機 関	<p>間違いです。2項はございません、6条ただし書きです。</p>
会 長	<p>他に何かございませんでしょうか。</p>
委 員	<p>先ほど私が質問させていただいた点に関してなんですけど、7条の第2項あたりを見ると川 西警察が他の捜査機関に対して、これこれを要請するというかたちで、又貸しする機関に対し て要請するということの定めが7条2項にあるわけですよ、これを協定書の中に入れる形にし</p>

	<p>たのが削除要請だけなんですけど、もう少しここを充実させてもいいのかなという気がしております。さきほどの書式の中の安全管理だけだと、若干心もとないのかなという気がしているという、まあ感想みたいなものです。</p>
委員	<p>一点だけ最後にお聞きしたかったのが、この個人情報を提供する場合、警察との関係をずっと述べておられると思うんですが、ここでも書かれてる確かにそうなんですが、特に行方不明というか徘徊等があって、その地域から出られて川西市内の方に行かれた模様だと、歩いてね。その場合に経路を辿ってくると川西の奥の方から北部の方から南部の方に行かれた可能性が大だと、そういった場合に、こちらにあるような周辺の防犯カメラの画像を地域の方から見せて欲しいというのは有りなんですか。</p>
実施機関	<p>すいません、それはちょっと。</p>
委員	<p>それは警察を通じてやることなただけど、その警察もそこまでやってくれないと思うから、地域の方から市の方へ、これと同じように書式に記入して出せば必要性を検討していただいて、これだったら提供してもいいなというものも有りうるのかなとそういったケースはめったにないと思うけど。ただ、その方の生命を早く我々が確認したい部分もあってお願いした場合は可能なんですかね。</p>
実施機関	<p>私も、地域をずい分回らせていただいて、そういうお声もたくさんお聞きして検討課題だとは思ってるんですけど、今回の防犯カメラの運用に関しましては、地域からのそういったご要望に添うことは難しいなと。例えば、防犯カメラのその映像を見たとしても、ご本人かどうかの特定は非常に難しいというのもありますし、今回は捜査機関の方に提供を絞らせていただいているところですよ。</p>
委員	<p>そしたら、窓口を捜査機関の方に託せばいいわけですね。</p>
実施機関	<p>そうですね。</p>
委員	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
会長	<p>他に何かございますでしょうか。</p>
会長	<p>これ、画像データの目的外利用の提供は、刑事訴訟法第197条第2項の場合のみ限定するという形になってるんですよ、それ以外は提供しないと。 そうすることで、先ほどの地域の自治会等からの申し出は受けないということになっている。検察から直接来るっていうのは、あるんですか。</p>
実施機関	<p>それはないと。</p>

委 員	通常は、川西警察から。
実 施 機 関	(川西警察)を通してくと聞いています。
会 長	他にどうでしょうか。 また、後からお願いしますというようなことがないような形で、今日は徹底的にお聞きいただいたらと思います。 よろしいでしょうか、特にないようでしたら実施機関の担当者の方に退席いただいて、ここで審議を続けたいと思いますがよろしいでしょうか。
委 員	はい。
会 長	それでは担当者の方ご退席いただいて、引き続き審議させていただきたいと思います。
	実施機関 退席
会 長	では、前回に引き続きまして54号案件に係る個人情報の取り扱いにつきましての審議を継続した形で続けさせていただきます。本件につきましては、前回と同じでございます、本人外収集及び目的外利用提供の2点についてのご審議となります。まず、本人外収集につきましては、条例第8条第3項第5号の規定にありますように、本人から収集することにより、事務の性質上その目的達成に支障が生じるか、又は円滑な実施を困難にするおそれがあるかどうかについてのご判断、また目的外利用提供につきましては、条例第10条1項第4号にありますように、当該個人情報の目的外提供をすることに相当な理由がありかつ本人の権利利益を不当に侵害する恐れがないと認められるかどうか、という2点でございます。またこれらにつきましては、本人への通知の必要性があるかどうかもお合わせてご審議いただければと存じますので、よろしくお願いたします。本人外収集というのは、これはビデオカメラですから、基本的に本人外からとる以外のものはないということで、事務の性質上、本人外収集しなければその目的達成に支障が生じるであるとか、円滑な実施を困難するおそれがあるってということについては認定できるんじゃないかと思えます。問題は本人の通知ということで、ビデオカメラの設置場所が一応あらかじめ告示されてることであろうと思しますので、それについてそこにあるということ本人が了承、承知したうえで歩いているということになるんだと思うんですけど、これビデオカメラ設置されていますという表示は出るんですか。
事 務 局	出ます。それは設置されます。
会 長	ということは、それが認識されてることが前提に出てきますので。 では、本人外収集については、一応適切であるという判断でよろしいでしょうか。
委 員	はい。

<p>会 長</p>	<p>続きまして、目的外利用提供につきまして、先ほどのお話しにもありましたとおり、刑事訴訟法第197条第2項の場合に限定するという。犯罪捜査機関、いわゆる警察との間で要綱並びに協定書を締結した形で取り扱う行方ということになるわけですけど、その結果としまして、相当な理由があると認められ、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるかどうかという点についてのご審議をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>先ほども私、発言させていただいたんですけど。カメラとか管理システムを、誰がどの程度取り扱うかということは、その映ってる人の個人情報保護の上で非常に重要なことになってくるかと思しますので、その取扱いという概念というふうに先ほども言わせてもらったんですけど、そのあたりはもう一度明確にさせていただくことはお願いしても良いかなという気はしています。つまり取扱員の事務の範囲に関わることであったり、或いは管理責任者等の事務の範囲に関わることだと思いますので、あまりぼやけた形の表現にならない方が。</p>
<p>会 長</p>	<p>具体的にどう書けということですか。ものすごく難しい、防犯カメラ及び管理システム、これらを合わせて以下防犯カメラ等になっていますので。</p>
<p>委 員</p>	<p>そうですね。</p>
<p>会 長</p>	<p>その文言は、どうしたらいいと思いますか。</p>
<p>委 員</p>	<p>さっき担当課の人が何か言葉書き下したように説明くださって、ちょっと書き取っていなかったからあれなんですけど。そういうふうに即座に説明できる内容があるんだったら、具体的に書いた方が良いのかなという気はするんですね。</p>
<p>会 長</p>	<p>あれも結構、抽象的な話でしたからね。</p>
<p>委 員</p>	<p>私どものところの防犯カメラを10年ほど前に設置したときに運用規定も作ってますけど、今言われたように内容の部分はそんなに細かく詳しくまでは作ってないんです。多少ぼやけてる部分があるかもわかりませんが、今回のこの内容から見たら別によくできて、問題ないんじゃないかなと思うんですけどね。</p>
<p>会 長</p>	<p>要するにカメラ触ったり管理システムの中にあるデータに触れるのは、この3人に限られるんだって話だったので、要するに取扱いってのは触れるってことだろうと思うんですけども。それ以上にこれ取扱いを、触れることができるとか中に書くのもどうかという。 触れることができるというのは、だいたい何でもできるということになっちゃうんですけど。</p>
<p>委 員</p>	<p>管理責任者は、オールマイティな存在なんですかね。ただ、実は第2項はそうは書いてないんですね。場所を選んで、画像についての保存管理、あとは取扱員の指名と言ってるわけで、カメラとか管理システムをいじるというのはここには含まれていないんですね、第2項をみると。しかしながら、第5項を見ると管理者等という概念が使われているので、ここに含まれてきてし</p>

	<p>まうというところの何か矛盾と言ったら変なんですけど所掌範囲がぼやけてるというのが少し気になるんですね。</p>
委員	<p>さっきも、ちょっと確認をとって見たんですけど、先ほど言われた3条の5項のところね、4番の中での吸収できてる部分が大半だから、あえて5がいるかなという気はしたんだけどね。</p>
委員	<p>もし、5項に独自の意義があるとしたら、取扱員以外についても防犯カメラ等の取り扱いをさせたい。</p>
会長	<p>管理責任者並びに運用責任者は触れるってことですね。</p>
委員	<p>そうですね。そういう意図であるならば別にいいんですけど、つまり管理責任者も触れるというふうに、そう意図が明確であるなら特に問題はないんですけど、いずれにせよ誰がどこまで出来るかははっきりさせておくっていうのは、映りこんでいる人の個人情報保護するうえでは大切なことなのかな。明確であるということさえ担保できていればいいのかなとは思ってます。</p>
委員	<p>明確という意味では読み込まなきゃいけないというのは、ちょっと、やっぱり私も違和感があります。だから、2項を5号を付け足して、3項の3号を付け足して、それぞれ防犯カメラの取り扱いと入れるのか、入れないなら5項をどうするのか。そこをはっきりした方がいいような気がしますね、取扱いの概念はいじらなくても。</p>
委員	<p>あれですね、この会としては別にこの条文はこういうようにするべきだとか、これを入れるべきだというような話ではできるところではないので、こういう意見がありましたという程度の。</p>
会長	<p>そうそう、そうゆうこと。</p>
委員	<p>しかし、この条文10条の1項4号の相当性だとかという判断をするってことだと思ってる。意見は意見で言ったらいいと思います。</p>
会長	<p>目的外利用提供に関しては管理責任者が決定を下すわけですよ、この要綱を見ると。</p>
委員	<p>そうですね。</p>
会長	<p>さっきの説明でもそういう話でしたよね。ということは、提供できるかどうかを決定する人間がそれを触って見れないというのはなんか変な気がするんですけどね。総責任者が一番上において自分が決めるのにデータがどんなものか分からんっていうのを、はい、いいですよっていうことは出来ないだろうって気はするんですよ。だから、防犯カメラ等の画像の管理をおこなわせるため、取扱員を指名する。だから、触れるのは取扱員だけなのかもしれないけれど、責任者は後ろで見ることぐらいは出来るんじゃないかなと思ってるんですけどね。すると、取扱いの中にそれは含めることができるんじゃないかと。ということは、先ほど言われたようにそういう条文を追</p>

加するのか、それとも、もう見ませんという形で、言われたら、この日から何日の何時から何時までの分は要るなと思ったら出しちゃうというふうに決めるのかのどっちかです。本人の権利利益を不当に侵害する恐れがないと認められるかどうか。あるいは相当の理由があるかどうか。一応、相当の理由があると思うんですが、それを決定する人間とデータを触れる人間がというものが、もう少し明確化しておかなければならないという意見を付けて出すことは、たぶん出来るんじゃないかと思います。要するに管理責任者、運用責任者、取扱員の行える事務の範囲が必ずしも明確とはいえずとかなんとか付けて、そこを明確にしたうえで要綱を策定して、不当に権利侵害がないようにしていただきたいという要望は付けれるとは思いますが。

委員

私は、それがいいと思います。

会長

意見を付したうえで。

委員

ただ、管理責任者たるものは防犯カメラの取り扱いができるわけでしょう。第3条の5項目に防犯カメラ等の取扱いは管理責任者等以外の者が従事してはならないと。だから、管理責任者も触れますよと。だから、緊急の場合で担当部長しかおられない場合においては、担当部長が判断して、担当部長が操作も取り扱いもできますよというふうになってると思いますけどね。

会長

まあ、2項の4号までに入っていない、3項の1、2号の中にそれが入っていない、だから、5項でそれを入れてあるというふうに読めば、そう読めなくもないんですけどね。

委員

そうですね。

会長

要するに触れるのは、この三者だけなんだという限定が、ここに付されてるんでしょうね。

委員

なんか、この文面で分からなくはないですね。分からなくはないと思いますけど私は、そこまで入れなくても。ただ、委員が言われたように4項と5項のこれはいったいなんだろう、重複してるような気がするんですけどね。

会長

2項、3項、4項というのは、ここにある管理責任者、運用責任者、取扱員っていったい何者なのかというのを書いてあって、それぞれどんなことができるのかというのが例として挙げられていて、5項では、そういう人たちは取り扱えますよという話なんですよね。

だから取扱員ってというのは、実は防犯カメラ及び管理システムなんかについての具体的な内容については決めることは出来ないけど、触れると。これだけは、という人物なんだというのが4項で、触れるのは5項で、取扱員だけじゃなくてその上の二人の責任者も触れますよと書いてあるというふうには読めば、別にそれで良くて。ところが、2項3号にその二人の責任者が触れますという事務が入っていないんで、それを入れるのか入れないかっていう話ですよ。

委員

触れることを想定してるなら、本当は入れるだけの話ですよ。法律家としては、基本的みたいなところはあります。

委員	<p>そうなんですよね。先ほど会長がおっしゃったようないくつかの読み方のパターンの何れを選択していただいたとしても、一応個人の権利利益はほぼ出来るような気がするんです。</p> <p>なので、明確にさせていただくところが欲しいなと、特に。</p>
会長	<p>本人の権利利益を侵害する恐れがないかもわからんけど、不当にというのが入ると明確にしとかなあかんよねということで、先ほどの意見を付けるか付けないかなんですね。</p>
委員	<p>なんか第4項をみると、結局これを取り扱うのが運用責任者の命で取り扱うというふうになってるので、そうすると、指名をするのは管理責任者、でも具体的にこれをしろ、あれをしろというふうに言われるのは運用責任者で、それこそが防犯カメラ等の取り扱いなんだということになると、やっぱり5項のところの管理責任者等の中に、思い出したかのように管理責任者が入ってくるというのは、ちょっとだけ気持ち悪いんですよね。その5項だけそう読めばそう読めるんですけど、全体の建てつけからいうと。なので要綱作成者の見解を明確にさせていただくことくらいは意見をつけてもいいのかなという気はしますね。</p>
会長	<p>あと、他に何かございましたら。</p>
委員	<p>あと、もう1つ。これもきつと意見を付けるという話になるのかなと思うんですけど。</p> <p>先ほどの川西警察との協定書のところの6条のただし書き、8ページですね。ただし書きで、更に他の捜査機関に提供すると。ここでは検察庁が想定されてるとのことなんですけど、他の警察署とかっていうこともきつとあるのかなと思ってたんですが、又貸しみたいなのがあって、その又貸し先の目的外利用とか、あるいは再又貸しみたいな。そういうような可能性をより排除した方が、おそらく個人の権利利益の侵害とかいうものの防止するのかなと思いますので。この7条2項のような、乙、つまり川西警察の義務というか、あるいはこうしてくださいねというのを目的外利用の防止であるとか、あるいは又貸し先についても利用にあたって必要最小限度とするように要請するものとするとかって入れていただいた方がいいのかなと。先ほどの誓約書の中の読み込みだけっていうのは心もとないのかなって気はしています。</p>
会長	<p>言ってる意味がよく分からない。</p>
委員	<p>川西警察がまず最初に画像を市役所からですよ。それで、他の捜査機関からその画像を提供してくださいと言われたら、又貸しするわけですよ。</p>
会長	<p>ただ、単純に言われたら出すわけじゃなくて、適式な要請がありますんで、一応法令にのっとるとか、そこ警察機関、捜査機関相互の間の様式があるんでしょうから。</p>
委員	<p>そうですね、その提供の後の管理・保有体制については何も手を及ぼせない状態になってるわけですよ、今、川西市としては。</p>

会 長	だから、そこは川西警察署がやるんでしょう。
委 員	その川西警察署がやるでしょうの中身の一例として、7条の2項のように川西警察は前条ただし書きにより提供した他の捜査機関に対して、速やかな削除を要請する。警察の方でやってくださいねと。 だから、そういう警察の方でやってくださいねという中身を、もうちょっと充実させてもいいんじゃないか。目的外利用をされないような措置を講ずるとか、措置という言い方が正しいのかわからないですけど、そのような要請することとか。
会 長	捜査機関にも個人情報保護法が適用されるでしょう。
委 員	それはそうですね。
会 長	普通は、少なくとも、これは川西市と川西警察の間の協定書で、他の機関に対してまでそういうことを要請するように川西警察に対して川西市は言わなきゃいけないのかな。
委 員	努めることとか。
会 長	これ、犯罪捜査の場合ですので、たぶん同一犯罪の問題だから検察庁がひとつ例に挙がってるんで。 これ、別に川西警察だけじゃなくて、もし池田市とか宝塚市からくる可能性もあるわけですよ。そうすると、47都道府県だけでなく全部の警察署と協定を結ばないとあかんようになってきませんか。
委 員	となってしまうので、先ほどのお話だと、あくまでも窓口は川西警察であると。例えば池田の方から川西の方へ徘徊で入ってきちゃう人がいた時に、きっと一番最初に池田に届出があるんでしょうけど。池田の方から川西に話が来て、あそこのカメラ見せてくれへんかとなったときに、じゃあ提供しましょう、役所の方が。
会 長	そういう時に簡単にね、情報提供するかどうかということを決めることができるのが管理責任者でしょう。
委 員	そうですね。
会 長	だから、池田からやってきて、犯人がこっち逃げたみたいやから川西警察を通して見せてくださいと、それは簡単には見せないんじゃない。
委 員	言ってるのは、提供まではいいんですよ。提供の後のその情報の管理保有についてが、終わったら削除してね、ということだけが7条2項で書いてあるわけですよ。

会 長	8条の2項で、6条の但し書きの場合も適用するですから、乙の責めに帰すべき事由になりますよね。
委 員	紛失等の、等の中をたくさん読み込めばですけどね。
会 長	だから、等としか書いてないから、これ紛失に関する規程が実はどこにもないんで、だから、そういうの分かってて、貸したんかって話になる。 これ、協定書ですからね。ここでいじっても、また川西警察がいじっちゃうと一緒なんですけどね。
委 員	それはそうですね。
会 長	これは要綱じゃないんで、ここでそんなに強く言っても、こんなん要らんやろうといわれたから削りましたと後で言われたら、じゃあやっぱり不適切ですとって目的外提供を拒否するのかっていう話ですよ。
委 員	それはないんですけど。一番最初に提供する段階では、その適式で非常に正当な提供目的かもしれないけど、そのあとの目的外利用というものの危険性可能性とかっていうものに随分無頓着になっているのが、すごく引っかかっているところなんです。
会 長	無頓着ですかね。性善説で行くか性悪説で行くかですが、捜査機関っていうのは一応、公の安全安心を守る機関なんだっていうイメージの下で性悪説をとってないんですよ、これは。 そこまで性悪説に立って細かいこと書きだすと、これじゃ全然だめだと思う。ここの部分だけでなく、それ以外にも、いくつか私も気になる点はあるけども、捜査機関、協定書だから良いかなという気がしなくもないんで、県の機関だから県の個人情報保護条例も適用されるしなど。
委 員	いずれにしても、他の捜査機関から要請があった場合においては、川西警察が窓口になって、川西警察の方から市の方に要請を出して、書類を出して、それで管理責任者が良しとした場合において情報を提供するんだから、最終的にはすべて川西警察の責任の範囲内というふうに留めておけばいいいと違いますか。すべて川西警察の方で責任持ってもらわざる得ない話ですから、それ以上求められないでしょう。
会 長	川西市に対しては川西警察署からしか来ないんですか、犯罪捜査の情報提供。
事 務 局	川西警察が窓口になるというのは担当のほうから聞いております。
会 長	どこから出てきた場合でも、 宝塚の場合でも、伊丹の場合でも、池田の場合は大阪府やから廻らないとあかんわけですけど。

事務局	<p>お聞きしてる部分では、捜査関係事項照会そのものは全部川西警察がつくるわけではなくって、池田が窓口の川西警察にこのカメラを見せて欲しいという話自体はさせてもらって、請求の照会文書自体は、池田であれば池田の警察署が作って、川西警察を窓口として請求を出すという形になります。</p>
会長	<p>それで市の方は川西警察署の方にデータを提供する。その提供されたデータは、実は照会があったのは別のところだからそっち側に渡すという手続段取りだと。他の捜査機関は検察だけではないということですね、そういう意味では。</p>
委員	<p>いずれにせよ、協定書を交わすのは市長と川西警察署長の間で交わされるものだから、すべて川西警察が窓口になりますよということでもいいんですね。</p>
委員	<p>川西警察から実際まわってくるのであれば、これで問題ないと思いますけれど。</p>
会長	<p>とにかく画像データであるがゆえに、特に第三者の権利の不当な侵害がないような措置を取ってもらうことを意見として付け足したうえで、可とするという形で答申を出すという方向で、文言はまた考えましょうか。</p> <p>一応、今回は前回とは違いまして追加資料で、こういう場合というのをある程度示していただいた上で、ご説明いただきましたので如何でしょうか。</p>
委員	<p>はい、結構です。</p>
会長	<p>では、そういう形で答申案を作成させていただきます。</p> <p>どうも、ビデオカメラはいかな、どこでも。</p> <p>では、諮問第54号につきましては、そのように個人の権利侵害が発生しないような措置をとるよう求めたうえで可とするという形で回答させていただきたいと存じます。最終答申の文言に関しましては、事務局と私の方で検討したうえで作成させていただきます。よろしく願います。</p> <p>最後に、その他、事務局の方から何かございますでしょうか。</p>
事務局	<p>次回の開催について</p>
会長	<p>それでは、2回に渡りまして継続審議いただきまして、前回からの二つの諮問案件は、これで終了させていただきます。本日はお忙しい中ありがとうございました。</p>